

昭和四十四年法律第七十九号  
小笠原諸島振興開発特別措置法

目次

第一章 総則（第一条～第四条）	第二章 小笠原諸島振興開発計画等
第一節 基本方針（第五条）	第二節 振興開発計画及びこれに基づく措置（第六条～第十条）
第三節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置（第十一条～第十九条）	第四節 振興開発のためのその他の特別措置（第二十条～第四十六条）
第五章 雜則（第五十条～第五十一条）	第六章 小笠原諸島振興開発審議会（第四十七条～第四十九条）
附則 第一章 総則（第五十二条～第五十三条）	附則 第二章 小笠原諸島振興開発計画等（第五十四条～第五十五条）

第一条 この法律は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情に鑑み、小笠原諸島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もつて小笠原諸島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに小笠原諸島への移住及び小笠原諸島における定住の促進を図ることを目的とする。  (基本理念)	第二条 小笠原諸島の振興開発のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。  一小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域及び大陸棚の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいふ。以下同じ。）の利用、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担つていていることに鑑み、
第三条 第二条の基本理念にのっとり、小笠原諸島の振興開発を図るため、小笠原諸島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。	二 土地（公有水面を含む。以下同じ。）の利用に関する事項

第四条 この法律において「旧島民」とは、昭和十九年三月三十一日に小笠原諸島に住所を有していた者で、昭和四十三年六月二十五日に小笠原諸島以外の本邦の地域に住所を有していたものをいう。	三 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来等に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保に関する事項
第五条 国土交通大臣は、第二条の基本理念にのつて、小笠原諸島の振興開発を図るため、小笠原諸島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。	四 地域の特性に即した農林水産業、商工業、情報通信業等の産業の振興開発に関する事項
第六条 小笠原諸島の振興開発計画（以下「振興開発計画」といふ。）を定めるよう努めるものとする。	五 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項
第七条 東京都は、基本方針に基づき、小笠原諸島振興開発計画（以下「振興開発計画」といふ。）を定めるよう努めるものとする。	六 住宅及び生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。次条第二項第六号において同じ。）に関する基本的な事項

第八条 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項	七 保健衛生の向上に関する基本的な事項
第九条 医療の確保等に関する基本的な事項	八 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
第十条 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項	九 医療の確保等に関する基本的な事項
第十一条 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項	十 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項
第十二条 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項	十一 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項
第十三条 教育及び文化的振興（子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。次条第二項第十三号において同じ。）に関する基本的な事項	十二 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項
第十四条 観光の開発に関する基本的な事項	十三 教育及び文化的振興に関する事項
第十五条 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項	十四 観光の開発に関する事項
第十六条 小笠原諸島への移住の促進に関する基本的な事項	十五 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
第十七条 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する事項	十六 小笠原諸島への移住の促進に関する基本的な事項
第十八条 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（次条第二項第十八号及び第三十九条において「特定非営利活動法人」という。）との連携及び協力の確保に関する基本的な事項	十七 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する事項
第十九条 前各号に掲げるもののほか、帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関する基本的な事項	十八 小笠原諸島への移住の促進に関する事項
第二十条 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、小笠原諸島振興開発審議会の議を経る年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。	十九 小笠原諸島への移住の促進に関する事項
第二十一条 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、小笠原諸島振興開発審議会の議を経る年を目途として達成されるよう必要な内容のものでなければならない。	二十 小笠原諸島への移住の促進に関する事項
第二十二条 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。	二十一 小笠原諸島への移住の促進に関する事項
第二十三条 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。	二十二 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項
第二十四条 第二節 振興開発計画及びこれに基づく措置（振興開発計画）	二十三 保健衛生の向上に関する事項
第二十五条 東京都は、基本方針に基づき、小笠原諸島振興開発計画（以下「振興開発計画」といふ。）を定めるよう努めるものとする。	二十四 観光の開発に関する事項
第二十六条 小笠原村は、振興開発計画が定められない場合には、東京都に対し、振興開発計画を定	二十五 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

めることを要請することができる。この場合においては、振興開発計画の案を添えなければならぬ。

6 前項の規定による要請があつたときは、東京都は、速やかに、振興開発計画を定めるよう努力するものとする。

7 小笠原村は、第四項又は第五項の案を作成し、その規定による要請があつたときは、住民の意見を反映させるための措置を講ずるよう努めるものとする。

8 東京都は、小笠原村から第四項又は第五項の案の提出を受けたときは、振興開発計画を定めるに当たつては、当該案の内容ができる限り反映させるよう努めるものとする。

9 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

10 東京都は、振興開発計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

11 第四項及び第七項から前項までの規定は、振興開発計画の変更について準用する。この場合において、第四項中「ときは、次項の規定による要請があつた場合を除き」とあるのは、「ときは」と、第七項及び第八項中「第四項又は第五項」とあるのは、「第四項」と読み替えるものとする。

(特別の助成)

第七条 国は、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、当該経費に関する法令の規定にかかるらず、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、関係地方公共団体その他の方に對して、当該法令に定める国庫の負担割合又は補助割合を超えて、その全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

2 小笠原諸島における災害復旧事業費國庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第三条の規定により地方公共団体に対してもその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算定した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費國庫負担法(昭和二年法律第二百三十九号)第三条第一項に規定する旅館業(同条第一項に規定する旅館業に

より国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同条の規定にかかるらず、五分の四とする。

第八条 国は、前条に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で国土交通大臣が当該事業に関する主務大臣と協議して指定するものに要する経費については、関係地方公共団体その他の方に對して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

第九条 前二条に規定する事業に要する経費に関する経理については、当該地方公共団体は、これを他の経理と分別しなければならない。

(経理の分別)

第十条 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第十一條 産業振興促進計画及びこれに基づく措置

(産業振興促進計画の認定)

第一節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置

第一項 各号に掲げる事項に觀光旅客滞在促進事業に關する事項を記載した産業振興促進計画については、当該觀光旅客滞在促進事業を実施しようとする者が旅行業法第六条第一項各号(第九号及び第十号を除く。)のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第二条第二項に規定する補助金等をいう財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二十二条に規定する財産をいう。)を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。)の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。第十八条において同じ。)に關する事項

第二項 各号に掲げる事項が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該事項に關する関係行政機関の長(以下「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。

第三項 国土交通大臣は、産業振興促進計画に第四項の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十七条第四項前段に規定する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を選任するに認められること。

第四項 第二項第二号に掲げる事項に觀光旅客滞在促進事業に關する事項を記載した産業振興促進計画については、当該觀光旅客滞在促進事業を実施しようとする者が旅行業法第六条第一項各号(第九号及び第十号を除く。)のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第二条第二項に規定する補助金等をいう。)に關する事項

第五項 小笠原村は、産業振興促進計画に第二項第二号に掲げる事項を記載しようとするときは、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

第六項 次に掲げる者は、小笠原村に對して、産業振興促進計画を作成することを提案することができる。この場合においては、振興開発計画に即して、当該提案に係る産業振興促進計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

第七項 一 当該提案に係る産業振興促進計画に記載しようとする第二項第二号に規定する事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、同号の産業振興促進計画に關し密接な關係を有する者

第八項 一 前号に掲げる者のほか、同号の産業振興促進計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、産業振興促進計画を作成しないことによる損害を免まることとするときは、その理由を明らかにしなければならない。

第九項 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、産業振興促進計画

四項に規定する下宿業者その他の国土交通省令で定めるものを除く。)を當む者(旅行業者に對する国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同条の規定にかかるらず、五分の四とする。

二 産業振興促進計画の実施が小笠原諸島における産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確實に実施されると見込まれるものであること。

四 第二項第二号に掲げる事項に觀光旅客滞在促進事業に關する事項を記載した産業振興促進計画については、当該觀光旅客滞在促進事業を実施しようとする者が旅行業法第六条第一項各号(第九号及び第十号を除く。)のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第二条第二項に規定する補助金等をいう。)に關する事項

第五項 各号に掲げる事項が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該事項に關する関係行政機関の長(以下「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。

第六項 小笠原村は、第三条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第八項の認定に關する処分を行わなければならない。

第七項 関係行政機関の長は、国土交通大臣が前項の処理期間中に前条第八項の認定に關する処分を行つことができるよう、速やかに、同条第九項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

第八項 (認定産業振興促進計画の変更)

第九項 小笠原村は、第十一條第八項の認定を受けた産業振興促進計画(以下「認定産業振興促進計画」という。)の変更(国土交通省令で定める輕微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

のうち第二項各号に掲げる事項に關する部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 振興開発計画に適合するものであること。

二 産業振興促進計画の実施が小笠原諸島における産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確實に実施されると見込まれるものであること。

四 第二項第二号に掲げる事項に觀光旅客滞在促進事業に關する事項を記載した産業振興促進計画については、当該觀光旅客滞在促進事業を実施しようとする者が旅行業法第六条第一項各号(第九号及び第十号を除く。)のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第二条第二項に規定する補助金等をいう。)に關する事項

第五項 各号に掲げる事項が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該事項に關する関係行政機関の長(以下「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。

第六項 小笠原村は、第三条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第八項の認定に關する処分を行わなければならない。

第七項 関係行政機関の長は、国土交通大臣が前項の処理期間中に前条第八項の認定に關する処分を行つetylできるよう、速やかに、同条第九項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

第八項 (認定産業振興促進計画の変更)

第九項 小笠原村は、第十一條第八項の認定を受けた産業振興促進計画(以下「認定産業振興促進計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならぬ。

2 第十一条第五項から第十項まで及び前条の規定は、前項の認定産業振興促進計画の変更について準用する。
<b>第十四条</b> 国土交通大臣は、小笠原村が第十一条第八項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）を受けたときは、認定産業振興促進計画（認定産業振興促進計画の変更があつたときは、その変更後のもとの以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。
2 関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十一条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、小笠原村に対し、同項各号に規定する事業の実施の状況について報告を求めることができる。（措置の要求）
<b>第十五条</b> 国土交通大臣又は関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十一条第四項各号に掲げる事が記載されている場合において、同項各号に規定する事業の適正な実施のために必要があると認めるときは、小笠原村に対し、当該事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。
2 前項の規定により旅行業法第三条の登録を受けたものとみなされた者（以下この条において「小笠原諸島内限定旅行業者代理業者」という。）は、営業所において、国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。
3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める標識を掲示してはならない。
一 小笠原諸島内限定旅行業者代理業者 旅行業法第十二条の九第一項の標識
二 小笠原諸島内限定旅行業者代理業者以外の者 前項の標識
4 二 旅行業法第十二条の二第一項に規定する旅行業者等（同法以外の法律の規定により同法第三条の登録を受けたものとみなされた者を含む。）以外の者 前項の標識に類似する標識

3 第三項の規定による届出を要する行為に関する事項を記載したものに限る。）について、国土交通省令で定める書類を添付して、国土交通大臣の認定を申請し、その認定を受けたときには、当該認定の日において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例）
<b>第十八条</b> 小笠原村が、第十一条第二項第二号に掲げる事項に記載した書類を添付して、国土交通省令で定める書類を添付して、国土交通大臣の認定を申請し、その認定を受けたときには、当該認定の日において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例）
2 前項の規定により旅行業法第三条の登録を受けたものとみなされた者（以下この条において「小笠原諸島内限定旅行業者代理業者」という。）は、営業所において、国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。
3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める標識を掲示してはならない。
一 小笠原諸島内限定旅行業者代理業者 旅行業法第十二条の九第一項の標識
二 小笠原諸島内限定旅行業者代理業者以外の者 前項の標識
4 二 旅行業法第十二条の二第一項に規定する旅行業者等（同法以外の法律の規定により同法第三条の登録を受けたものとみなされた者を含む。）以外の者 前項の標識に類似する標識

3 第二十一条 小笠原諸島において行われる土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業に対する同法の規定により選任しなければならないものとされてい小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を同一に規定する旅行業務取扱管理者を同一に規定する旅行業務取扱管理者に代えて、次に掲げる要件に該当する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を選任することができる。この場合においては、小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を同一に規定する旅行業務取扱管理者に代えて、次に掲げる要件に該当する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を選任することができる。
<b>第二十二条</b> 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の人の往来等に関する条件の格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るために、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実並びに人の往来等に要する費用の低廉化について特別の配慮をするものとする。（交通の確保等についての配慮）
4 第二十三条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の人の往来等に関する条件の格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るために、情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実及び先端的な情報通信技術の活用について特別の配慮をするものとする。（情報の流通の円滑化等についての配慮）
<b>第二十四条</b> 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るために、情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実及び先端的な情報通信技術の活用について特別の配慮をするものとする。（農林水産業その他の産業の振興についての配慮）
2 第二十五条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の特性に即した農林水産業の振興を図るために、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。（農林水産業その他の産業の振興についての配慮）

の保全及び改善について適切な配慮をするものとする。

**3** 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、小笠原諸島の特性に即した産業の振興に寄与を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。  
**(就業の促進についての配慮)**

**第二十六条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の住民及び小笠原諸島へ移住しようとする者の小笠原諸島における就業の促進を図るために、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

**(生活環境等の整備についての配慮)**

**第二十七条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島への移住及び小笠原諸島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

**(介護給付等対象サービス等の確保等についての配慮)**

**第二十八条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に基づく福祉サービス(以下この項において「介護給付等対象サービス等」という。)の確保及び充実を図るために、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保及び当該者の負担の軽減に資する機器等の導入、介護施設の整備並びに提供される介護給付等対象サービス等の充実について適切な配慮をするものとする。

国及び地方公共団体は、小笠原諸島における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス及び同条第十九項に規定する相談支援並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十三条の十九第一項に規定する障害福祉支 援等(以下この項において「障害福祉サービス等」という。)の確保及び充実を図るために、障害福祉サービス等に従事する者の確保、障害福

祉サービス等に係る事業を行う事業所等の整備及び提供される障害福祉サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

**(高齢者の居住用施設及び児童福祉施設の整備についての配慮)**

**第二十九条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における高齢者の福祉の増進を図るために、高齢者の居住の用に供するための施設の整備について適切な配慮をするものとする。

**(保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減についての配慮)**

**第三十条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の保健医療サービス、介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差の是正を図るために、小笠原諸島における住民がこれらのサービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

**(医療の充実についての配慮)**

**第三十一条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、必要な医師、歯科医師又は看護師の確保、定期的な巡回診療、情報通信機器を活用した診療、医療機関の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう特別の配慮をするものとする。

国及び地方公共団体は、小笠原諸島に居住する妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、当該妊婦が居住する島に妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所又は助産所が設置されていないことにより、当該妊婦の他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ確実に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

国及び地方公共団体は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれのある感染症が発生したことにより、小笠原諸島と小笠原諸島以外の地域との間の人の往来又は物資の流通が停滞し、又は制限された場合には、小笠原諸島において、住民の生活の安定及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されるおそれがあることについて適切な措置が講ぜられるよう努めることともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

**(地域文化の振興等についての配慮)**

**第三十二条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における自然環境の保全及び再生についての配慮をすることによる他の必要な措置について適切な配慮をするものとする。

**(教育の充実等についての配慮)**

**第三十三条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の自然的特性を踏まえ、小笠原諸島において再生可能エネルギー源を利用するなどが、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギーの利用を促進するために必要な施策の充実について適切な配慮をするものとする。

**(社会サービス等に係る事業所等の整備及び提供)**

**第三十四条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、災害を防除し、及び軽減するため、並びに災害が発生した場合において住民が孤立し、及び地域経済の円滑な運営が著しく阻害されることを防止するため、小笠原諸島において国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ確実に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

**(教育の充実等についての配慮)**

**第三十五条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、子どもや生態系の維持又は回復を図るために必要な措置について適切な配慮をするものとする。

内での島の区域内に高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設(以下この項において「高等学校等」という。)が設置されないことにより、当該島の区域外に生徒が居住して高等学校等へ通学する場合における当該居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

**(高等教育等についての配慮)**

**第三十六条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに当該文化的所産の担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めることともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(観光の振興及び地域間交流の促進についての配慮)

**第三十七条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島には優れた自然の風景地が存すること等の特性があることに鑑み、国民の小笠原諸島に対する理解と関心を深めるとともに、小笠原諸島の活性化に資するため、小笠原諸島における觀光の振興並びに小笠原諸島と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

**2 前項の交流には、小笠原諸島の学校に在籍する児童、生徒等と小笠原諸島の学校以外の学校に在籍する児童、生徒等との交流その他の子どもの教育の場における交流が含まれるものとする。**

**(移住の促進についての配慮)**

**第三十八条** 国及び地方公共団体は、小笠原諸島への移住の促進を図るため、第二十六条及び第二十七条に定めるもののほか、小笠原諸島へ移住しようとする者への情報の提供、便宜の供与

その他の小笠原諸島へ移住しようとする者の来訪及び滞在の促進について適切な配慮をするものとする。

**(人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保についての配慮)**

**第三十九条** 国及び地方公共団体は、地域における創意工夫を生かしつつ、小笠原諸島の魅力の増進に資する振興開発を図るため、その担い手となる人材の育成並びに小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他関係者間における緊密な連携及び協力の確保について適切な配慮をするものとする。

**(資金についての配慮)**

**第四十条** 国及び地方公共団体は、帰島した旧島民の生活の再建のため必要な事業等に要する資金について適切な配慮をするものとする。

**(帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例)**

**第四十一条** 国の行政機関が作成した旧島民の島に関する計画(以下「帰島計画」という。)に基づき永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住する者として政令で定めるもの(以下「帰島者」という。)が、その移住する日の属する年においてその有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四又は第三十四条から第三十五条の三までの規定の適用を受ける場合を除く。

除き、当該資産の譲渡に対する同法第三十二条の規定により適用される場合(を含む。)若しくは同法第三十二条又は所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十二条若しくは第三十三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 租税特別措置法第三十二条第一項中「長期譲渡所得の金額」(とあるのは、「長期譲渡所得の金額から千五百円(長期譲渡所得の金額が五千五百円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額)」)を控除した金額(とある。

二 租税特別措置法第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額」(とあるのは、「短期譲渡所得の金額から千五百円(短期譲渡所得の金額が五千五百円に満たない場合には、当該短期譲渡所得の金額)」)を控除した金額(とある。

三 所得税法第三十二条第三項に規定する総収入金額から必要経費を控除した残額は、当該残額に相当する金額から千五百円(当該残額に相当する金額が五千五百円に満たない場合は、当該残額に相当する金額)を控除した金額(とある。

四 所得税法第三十三条第三項に規定する譲渡益は、当該譲渡益に相当する金額から千五百円(当該譲渡益に相当する金額が五千五百円に満たない場合には、当該譲渡益に相当する金額)を控除した金額とする。

五 第三項において準用する第一項の規定の適用を受けた者は、第三項に規定する期間を経過した日の前日において小笠原諸島の地域へ移住していなかつた場合には、当該経過した日から四月以内に同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

六 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の修正申告書の提出がないときは、第五項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第四十一条第五項に規定する提出期限」と、同号中「租税特別措置法第三十三条の五第一項」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第四十一条第五項」と読み替えるものとする。

七 租税特別措置法第三十三条の五第三項の規定によつて、同項各号のうち二以上との規定の適用があるときは、同項各号の規定により控除すべき金額は、通じて千五百円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額とする。

八 第二項の規定は、帰島者が、その有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡の日の属する年の翌年で同日から一年以内に小笠原諸島の地域へ移住する見込みであり、かつ、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合について準用する。

九 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定は、その適用を受けようとする者のこれらの規定に規定する資産を譲渡した日の属する年分の所得税法第二条第一項第三十七号に規定

する確定申告書に、その適用を受けようとする旨を記載し、かつ、帰島者に該当する旨の財務省令で定める証明書を添付しない場合には、適用しない。ただし、当該申告書の提出がなかったこと又は当該記載若しくは添付がなかつたことにつき税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合において、当該記載をした書類及び財務省令で定める証明書の提出があつたときは、この限りでない。

十 第三項において準用する第一項の規定の適用を受けた者は、第三項に規定する期間を経過した日の前日において小笠原諸島の地域へ移住していなかつた場合には、当該経過した日から四月以内に同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

十一 前項の規定に該当することとなつた場合において、同項の修正申告書の提出がないときは、第五項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第四十一条第五項に規定する提出期限」と、同号中「租税特別措置法第三十三条の五第一項」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第四十一条第五項」と読み替えるものとする。

十二 小笠原諸島の地域に家屋を有していた旧島民で当該家屋を残して離島(小笠原諸島の地域からその他の本邦の地域へ移住すること)をいう。次項において同じ。)から控除するものとする。

十三 小笠原諸島の地域へ移住する他の本邦の地域へ移住する場合において、当該家屋と同種の家屋を取得した場合において、その取得した家屋がその者に係る離島前の家屋に代わるものと東京都知事が認めるものであるときは、当該一般承継人が、小笠原諸島の地域へ移住していなかつた場合には、当該経過した日から四月以内に同項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十九条第三項に規定する修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

十四 第三項の規定による更正を行つて、同項の修正申告書の提出がないときは、第五項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第四十一条第五項に規定する提出期限」と、同号中「租税特別措置法第三十三条の五第一項」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第四十一条第五項」と読み替えるものとする。

十五 小笠原諸島の地域に家屋を有していた旧島民で当該家屋を残して離島(小笠原諸島の地域からその他の本邦の地域へ移住すること)をいう。次項において同じ。)から控除するものとする。

十六 東京都知事は、振興開発計画に基づく事業の実施について、総合調整を行うとともに、これらの事業を実施する関係地方公共団体に助言若しくは勧告をし、又はこれらの事業を実施するその他の者を指揮監督するものとする。

十七 東京都知事は、振興開発計画に基づく事業の実施について、総合調整を行うとともに、これらの事業を実施する関係地方公共団体に助言若しくは勧告をし、又はこれらの事業を実施するその他の者を指揮監督するものとする。この場合において、教育及び文化の振興に関する事業(関係法令の規定により東京都の教育委員会の権限に属するとされているものに限る。)の実施に関する助言若しくは勧告又は指

号)第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に達するまでの金額を価格(同法第七十三条の二十一に規定する価格をいう。次項において同じ。)から控除するものとする。

二 小笠原諸島の地域に家屋を有していた旧島民で当該家屋を残して離島(小笠原諸島の地域からその他の本邦の地域へ移住すること)をいう。次項において同じ。)から控除するものとする。

三 小笠原諸島の地域に家屋を有していた旧島民で当該家屋を残して離島(小笠原諸島の地域からその他の本邦の地域へ移住すること)をいう。次項において同じ。)から控除するものとする。

揮監督については、東京都知事は、あらかじめ東京都の教育委員会と協議しなければならない。前一項の規定は、当該事業の実施について主務大臣の関係法令の規定による助言若しくは勧告若しくは指揮監督又は東京都の教育委員会の関係法令の規定による助言若しくは勧告の権限を妨げるものではない。（権限の委任）

**第四十五条** 国土交通大臣は、前条第一項の規定に基づく総合調整、助言及び勧告並びに指揮監督の権限の一部を小笠原総合事務所の長に委任することができる。（振興開発計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管）

**第四十六条** 振興開発計画に基づく事業の予算に関する見積り及び予算の執行に関する国の事務は、国土交通省において掌理する。

**第三章 小笠原諸島振興開発審議会**

（小笠原諸島振興開発審議会の設置及び権限）

**第四十七条** この法律の規定によりその権限に属させられた事項その他旧島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関する重要事項を調査審議するため、国土交通省に小笠原諸島振興開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、旧島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関する重要事項につき、国土交通大臣に対し意見を申し出ることができる。（審議会の組織等）

**第四十八条** 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、関係地方公共団体の長及び議会の議長並びに学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 特別の事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に、臨時委員を置くことができる。

8 臨時委員は、当該事項に関し専門的知識を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

（帰島計画作成前に移住した者に対する課税の特例）

**第三十一条** 昭和四十四年一月一日から帰島計画が作成されるまでの間に永住の目的をもつて小笠原諸島

9 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に必要な事項は、政令で定める。（審議会への報告）

**第四十九条** 国土交通大臣は、毎年、小笠原諸島の振興開発について講じた施策について、審議会に報告するものとする。

（離島振興法の適用除外）

**第五十条** 異島振興法（昭和二十八年法律第七十ニ号）は、小笠原諸島の地域については適用しない。

（政令への委任）

**第五十一条** この法律に定めるもののほか、この法律の施行に必要な事項は、政令で定め

る。（離島振興法の適用除外）

（第五章 罰則）

**第五十二条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかつたとき。

二 第十七条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示したとき。

三 第十七条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（施行期日）

**第五十三条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条各号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

（附則）

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第一項の改正規定及び第二条中附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の小笠原諸島復興特別措置法（以下「新小笠原法」という。）第

五条第一項に規定する復興実施計画（以下「復興実施計画」という。）で昭和四十九年度に係るものは、同項の規定にかかるらず、新小笠原

法第四条第四項の規定による同法第三条第一項に規定する復興実施計画（以下「復興計画」とい

う。）の変更の日から一箇月以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の規定により復興実施計画が認可されるまでの間に、昭和四十九年度の予算に係る国

の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の復興のため緊急に実施する必要があるものとして決

定したものについては、当該事業を復興計画に

基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適

用する。

（施行期日）

**第五十四条** この法律は、公布の日から施行する。（経過措置）

**第五十五条** この法律の施行の際現にこの法律に

による改正前の国土総合開発法、首都圈整備法、

（この法律の失効後の不動産取得税の課税の特例）

7 帰島者が、この法律の失効の日前二年以内に、その小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合において、同日後小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得については、第四十条第一項の規定は、この法律の失効後も、な

二条第一項の規定は、この法律の失効後も、な

おその効力を有する。

（この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用）

8 この法律の失効前にした行為に対する罰則の規定については、この法律は、附則第二項の規定にかかるらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（附則）

**第五十六条** この法律は、昭和四九年三月二九日法律第九号抄

（この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例）

6 帰島者に係る令和十一年分以前の年分の所得

税については、この法律の失効後も、なお前述

の例による。



諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)
第一条 第二項の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下「新小笠原法」という。)第五条第一項に規定する振興開発実施計画(次項において「振興開発実施計画」という。)で平成六年度に係るものは、同一条第一項の規定にかかるらず、新小笠原法第四条第四項の規定による新小笠原法第三条第一項に規定する振興開発計画(次項において「振興開発計画」という。)の変更の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
前項の規定により振興開発実施計画が認可されるまでの間に、平成六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を振興開発計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。
附 則 (平成七年三月三一日法律第五五号)抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一号)抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成一一年三月三一日法律第一号)抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。
附 則 (平成一一年三月三一日法律第一号)抄 (施行期日)

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一号)抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。
附 則 (平成一〇年三月三一日法律第一七号)抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。
附 則 (平成一〇年三月三一日法律第一七号)抄 (施行期日)

附 則 (平成一〇年三月三一日法律第一七号)抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一一年七月一六日法律第八号)抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一一年七月一六日法律第八号)抄 (施行期日)

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八号)抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一一年七月一六日法律第八号)抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一一年七月一六日法律第八号)抄 (施行期日)

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八号)抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一一年七月一六日法律第八号)抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一一年七月一六日法律第八号)抄 (施行期日)

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八号)抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一一年七月一六日法律第八号)抄 (施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一一年七月一六日法律第八号)抄 (施行期日)

に別段の定めがあるもののはか、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。(検討)

**第二百五十九条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

**第二百六十一条** 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄**  
 (施行期日)  
**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一 略  
 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日  
 (小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

**第二十五条** この法律の施行の際現に從前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第百七十六条の規定による改正後的小笠原諸島振興開発特別措置法(以下この条において「新小笠原諸島振興開発特別措置法」という。)第十二条第二項の規定により、国土交通省の小笠原諸島振興開発審議会の委員として任命されたものみなす。この場合において、その任命されたものみなされると者の任期は、同条第三項の規定にかかるわら定により、国土交通省の小笠原諸島振興開発審議会の期間とする。

2 原諸島振興開発審議会の会長である者は、この法律の施行の際現に從前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の会長に定められたもののみならず、同条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で、平成十一年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下「新小笠原法」という。)第四条第一項に規定する振興開発計画(次条において「新計画」という。)に基づく

法律の施行の日に、新小笠原諸島振興開発特別措置法第十二条第五項の規定により、国土交通省の小笠原諸島振興開発審議会の会長に定められたもののみならず。この法律の施行の際現に從前の国土庁の小笠原諸島振興開発審議会の特別委員である者は、この法律の施行の日に、新小笠原諸島振興開発特別措置法第十二条第八項の規定により、国土交通省の小笠原諸島振興開発審議会の臨時委員として任命されたもののみならず。

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄**  
 (施行期日)  
**第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

**附 則 (平成一六年三月三一日法律第一号) 抄**  
 (施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定並びに附則第十九条から第二十一条までの規定 定 公布の日  
 (振興開発計画に関する経過措置)

**附 則 (平成一六年三月三一日法律第一二号) 抄**  
 (施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定並びに附則第十九条から第二十一条までの規定 定 公布の日  
 (振興開発計画に関する経過措置)

**附 則 (平成一六年三月三一日法律第一三号) 抄**  
 (施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定並びに附則第十九条から第二十一条までの規定 定 公布の日  
 (振興開発計画に関する経過措置)

**附 則 (平成一六年三月三一日法律第一四号) 抄**  
 (施行期日)  
**第一条** この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定並びに附則第五条から第七条までの規定 公布の日

業とみなして、新小笠原法第六条第一項の規定を適用する。

**第五条** 新小笠原法第三条第一項に規定する小笠原諸島振興開発基本方針(次項において「基本方針」という。)が定められるまでの間に、平成十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

**第六条** 基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成十六年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

**第七条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から四まで 略  
 五 次に掲げる規定 平成十九年一月一日  
 イ から二まで 略

**第八条** 本 第十四条の規定並びに附則第五十八条から第一百六十一一条まで、第一百六十三条、第一百六十四条、第一百八十二条及び第一百八十三条の規定

**第九条** 附則第二条から前条までに規定するものほか、基金の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

**第十一条** 附則第二条に規定するものには、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

**第十二条** 本 第十五条第一項に規定する島嶼者等の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**第十三条** 前条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第一項に規定する島嶼者等の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**第十四条** 本 第十六条第一項に規定する島嶼者等の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**第十五条** 本 第十七条第一項に規定する島嶼者等の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**第十六条** 本 第十八条第一項に規定する島嶼者等の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**第十七条** 本 第十九条第一項に規定する島嶼者等の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**第十八条** 本 第二十条第一項に規定する島嶼者等の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**第十九条** 本 第二十一条第一項に規定する島嶼者等の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**第二十条** 本 第二十二条第一項に規定する島嶼者等の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**第二十一条** 本 第二十三条第一項に規定する島嶼者等の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**第二十二条** 本 第二十四条第一項に規定する島嶼者等の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**第二十三条** 本 第二十五条第一項に規定する島嶼者等の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**第二十四条** 本 第二十六条第一項に規定する島嶼者等の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**第二十五条** 本 第二十七条第一項に規定する島嶼者等の平成十八年分以前の所得税については、なお従前の例による。

の一部を改正する法律(平成十六年法律第十四号)附則第六十九条第一項の規定並びに」とする。

**第八十二条** この附則に規定するものほか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令での法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成一八年三月三一日法律第七号) 抄**  
 (施行期日)  
**第一条** この法律は、平成十八年四月一日から施行する。



